

報 第 1 3 号

専決処分報告について

(企業振興条例の一部を改正する条例)

本市企業振興条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年(2021年)4月9日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 13 号

企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

本市企業振興条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年（2021 年）3 月 31 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市企業振興条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市企業振興条例（平成 18 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「から第 4 号まで」を「及び第 3 号」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 3 条第 1 号中「課税の免除又は」を削る。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に工場等の設備を新設し、又は増設した者に係るこの条例による改正前の新潟県柏崎市企業振興条例（次項において「旧条例」という。）第 4 条の規定による固定資産税の課税の免除については、なお従前の例による。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法による経過措置)

- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）附則第7条第1項の規定において適用される同法附則第5条の規定により、施行日から令和9年3月31日までの間において、工場等の設備を新設し、又は増設したものに係る旧条例第4条の規定による固定資産税の課税の免除については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市企業振興条例（平成18年2月27日条例第1号）

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 次号及び<u>第3号</u>に掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、市税を滞納していないことその他規則で定める基準を満たす者（以下「奨励企業」という。）に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1) 固定資産税の不均一課税</p> <p>(2) (略)</p> <p>第4条 <u>削除</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 工場等 次号から<u>第4号</u>までに掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>過疎法適用工場等</u> 平成17年5月1日の前日において過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）<u>第2条第1項に定める過疎地域であった区域内で同法第31条に規定する事業の用に供する建物及び設備をいう。</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第3条 市長は、市税を滞納していないことその他規則で定める基準を満たす者（以下「奨励企業」という。）に対し、次に掲げる奨励措置を行うことができる。</p> <p>(1) 固定資産税の課税の免除又は不均一課税</p> <p>(2) (略)</p> <p>(固定資産税の課税の免除)</p> <p>第4条 市長は、<u>奨励企業のうち過疎法適用工場等に対し、当該工場等の設備に対して課する固定資産税について、当該工場等を事業の用に供することができることとなつた日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降3年度、その課税を免除する。</u></p>